

福岡県公報

平成24年7月6日
第3409号

目次

告示 (第1229号 - 第1257号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	2
○都市計画の変更	(都市計画課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(中小企業振興課) ……………	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	8
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) ……………	8
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	10
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	11
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	12

公告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(社会活動推進課) ……………	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) ……………	12
○一般競争入札の実施	(総務事務センター) ……………	14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) ……………	17
○一般競争入札の実施	(警察本部施設課) ……………	18
○平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災指導課) ……………	21
○屋外広告物講習会の開催	(公園街路課) ……………	22
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(健康増進課) ……………	23
○大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定に基づく承継の届出	(中小企業振興課) ……………	23
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部外事課) ……………	24

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（警察本部外事課）……………24
- 福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
（警察本部組織犯罪対策課）……………25
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部外事課）……………25
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部外事課）……………26
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示
（警察本部組織犯罪対策課）……………26
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催
（警察本部生活保安課）……………26
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催
（警察本部生活保安課）……………27

告 示

福岡県告示第1229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人待雪草の会
 - (2) 代表者の氏名
牧瀬 嘉男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市横田875番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する介護保険法に基づく事業、障害者に対する障害者自立支援法に基づく事業、高齢者・障害者・病弱者に対する日常生活支援事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

遠賀都市計画道路を変更（遠賀都市計画道路3・4・10号広渡別府線の変更）

福岡県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	雷 山 原 線 前 原	前	糸島市有田553番1先から 糸島市有田568番80先まで	7.9 ～ 14.8	159.5
			後	糸島市有田545番7先から 糸島市有田568番80先まで	7.9 ～ 14.8	219.5

福岡県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	雷山前原線	糸島市有田545番7先から 糸島市有田568番80先まで

福岡県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田赤池線	田川郡福智町市場1262番8先から 田川郡福智町市場1747番1先まで

福岡県告示第1234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス福岡駅東店

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業1街区1・2・3・4・5

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年2月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,719.95平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地西側、南側	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
本棟南側	7
別棟北側	2
合計	9

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
本棟西側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
本棟内北側	6.22

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南西側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1235号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福津

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか119者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか119者

福岡県告示第1236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福岡

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地ほか

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
イオンモール福岡ルク	イオンモール福岡

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後

イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか89者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか122者
--	---

福岡県告示第1237号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール大牟田
(2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番4ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか83者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか85者

福岡県告示第1238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール直方
(2) 所在地 福岡県直方市湯野原二丁目1番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか53者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか80者

福岡県告示第1239号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール福津
(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時 (年間90日は午前8時)	午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～ 午前0時30分 (年間90日は午前7時30分～午前0時30分)	午前6時30分～ 午前0時30分

福岡県告示第1240号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール福岡
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- (変更前) 午前9時（年間30日は午前8時、一部24時間営業）
- (変更後) 午前7時（一部24時間営業）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変 更 前	変 更 後
駐車場No.1	24時間	変更なし
駐車場No.2	午前8時30分～午前0時30分 (年間30日は午前7時30分～午前0時30分)	午前6時30分～午前0時30分
駐車場No.3	午前8時30分～午前0時30分 (年間30日は午前7時30分～午前0時30分)	午前6時30分～午前0時30分

福岡県告示第1241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール大牟田
- (2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番4ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後

午前9時 (年間30日は午前8時)	午前7時
----------------------	------

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午前0時30分 (年間30日は午前7時30分から午前0時30分)	午前6時30分から 午前0時30分

福岡県告示第1242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール直方

(2) 所在地 福岡県直方市湯野原二丁目1番1号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時	午前7時

福岡県告示第1243号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	175	福岡市西区今宿町106-1 西警察署内 西福岡交通安全協会 会長 江島 信行	福岡市西区今宿町106-1 西警察署内	平成24年 6月22日
旧		福岡市西区今宿町106-1 西警察署内 西福岡交通安全協会 会長 末吉 充		

福岡県告示第1244号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	113	糸島市浦志二丁目3番1号 福岡県糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 安徳 陽一	糸島市浦志二丁目3番1号 福岡県糸島保健福祉事務所内	平成24年 6月20日
旧		糸島市浦志二丁目3番1号 福岡県糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 幸田 敏身		

福岡県告示第1245号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字常用字上境547-4から547-6まで、548-2及び548-3、並びに字日田行611-2、611-3、612-2から612-4まで、613、617-2、617-3、618-2及び619-1から619-6まで、並びに区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字常用601
株式会社 市丸技研
代表取締役 松浦 賢治

福岡県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	福 岡 直 方 線	前	直方市大字山部808番2先 から 直方市大字山部808番5先 まで	12.8 ～ 15.8	57.3
			後	直方市大字山部808番2先 から 直方市大字山部808番5先 まで	14.0 ～ 16.2	

福岡県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	白 木 上 辺 春 線	前	八女市立花町上辺春1160番 先から 八女市立花町上辺春1153番 先まで	5.5 ～ 10.0	130.0
			後	八女市立花町上辺春1160番 先から 八女市立花町上辺春1153番 先まで	13.5 ～ 23.0	

福岡県告示第1248号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市美鈴が丘五丁目23番1、23番13、23番44から54まで、24番7から19まで及び201番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道 株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1249号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので

、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

みやま市

2 事業の種類

まいピア高田駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県みやま市高田町北新開字五郎丸地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び「図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」並びに同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は、社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされている。また、みやま市立まいピア図書館は、図書館法第10条に規定する地方公共団体が設置する公立図書館に該当する。さらに、みやま市高田文化ホールは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、みやま市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、みやま市は平成24年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、みやま市が同市高田町北新開字五郎丸地内において、みやま市高田

公民館、みやま市高田文化ホール及びみやま市立まいピア高田図書館の3施設で構成される同市の文化施設である、みやま市まいピア高田（以下「まいピア高田」という。）に隣接する土地を取得して、まいピア高田の駐車場の拡張整備を行うものである。まいピア高田は、平成18年8月に合併前の旧高田町の文化交流と生涯学習振興の拠点として建設された。

しかし、3町の合併により生活圏域が拡大し、かつ、多くの催事がまいピア高田で開催されるようになるにつれ、駐車場が不足し、施設利用者の利用に支障を来すようになった。このような駐車場不足の問題は、施設利用者には不便をかけるだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害ともなる。そこでみやま市は、催事開催時の駐車場不足に対応するために、近接する現在のみやま市役所高田支所（以下「現高田支所」という。）の駐車場を臨時に使用してきたが、現高田支所の建物老朽化や市役所機能の再編に伴い、まいピア高田の既存駐車場部分に新たにみやま市役所高田支所（以下「新高田支所」という。）を建築することとなった。この新高田支所の建築に伴い、既存駐車場は駐車台数が減少するうえ、現高田支所の敷地も売却が予定され、使用できなくなるため、早急な駐車場整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、施設利用者の利便性の向上と周辺生活環境の悪化防止が図られ、地域住民に対する行政サービスの向上、公共の福祉増進への寄与等相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、起業者は本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行っている。その結果、既存駐車場に隣接して利用できるため住民の利便性・安全性が高いこと、土地利用計画に支障がないこと、事業費が少ないこと等、社会的、技術的、経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を

比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。
したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、駐車場不足は施設利用者に不便をかけるだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害となるが、新高田支所の供用が平成24年12月の予定であり、これまで臨時駐車場として使用してきた現高田支所の駐車場も使用できなくなることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、みやま市から申請のあったまいピア高田駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

みやま市役所高田支所（教育総務課）

福岡県告示第1250号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字東入部字蛇谷233、字八尋石235、字永尾249、251、字原1542

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年9月30日福岡県告示第1459号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1252号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年9月25日福岡県告示第1422号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1253号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年9月25日福岡県告示第1419号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営朝倉地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成24年7月6日から 平成24年8月6日まで	朝倉市役所

福岡県告示第1255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成24年7月6日から 平成24年8月6日まで	久留米市役所

福岡県告示第1256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米東部地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成24年7月6日から 平成24年8月6日まで	久留米市役所

福岡県告示第1257号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自立生活支援センター夢風船

(2) 代表者の氏名

樋口 秀夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字今井2238番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部社会活動推進課に備え置きます。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の施行による福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年福岡県条例第31号）の改正に伴い所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年7月3日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

普通旋盤 5台

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
（ア） 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（イ） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年7月26日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

普通旋盤 5台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月30日(金曜日)

(4) 納入場所

ア 大牟田高等技術専門学校(福岡県大牟田市大字歴木475)

イ 戸畑高等技術専門学校(福岡県北九州市戸畑区東大谷2丁目1-1)

ウ 小竹高等技術専門学校(福岡県鞍手郡小竹町大字新多514-2)

エ 久留米高等技術専門学校(福岡県久留米市合川町字前田1786-2)

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月4日福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	08	工事製造機器	〃
05	11	諸機器	〃

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県大牟田高等技術専門校に平成24年8月3日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成24年7月6日（金曜日）から平成24年8月3日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター調達班
- (2) 受領期限
持参する場合は平成24年8月16日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成24年8月15日（水曜日）
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
- (2) 日時
平成24年8月17日（金曜日）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納

付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Five Engine Lathes
- (2) Delivery period : By November 30,2012
- (3) Delivery place :
 - ・ Fukuoka Prefectural Omuta School of Technology, 475 Kunugi, Omuta City 837-0924, Japan Tel 0944-54-0320
 - ・ Fukuoka Prefectural Tobata School of Technology, 2-1-1 Higashiootani, tobata-ku, Kitakyushu City 804-0031, Japan Tel 093-882-4307
 - ・ Fukuoka Prefectural Kotake School of Technology, 514-2 Niida, Kotake-machi, Kurate County, 820-1104, Japan Tel 09496-2-6441
 - ・ Fukuoka Prefectural Kurume School of Technology, 1786-2 aikawamati,

Kurume - City, 839-0861, Japan Tel 0942 - 32 - 8795

- (4) Time Limit for Tender
4 : 00 PM on August 16, 2012
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7 ,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
交通管制システム上位装置設備賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年7月26日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

交通管制システム上位装置設備賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部交通規制課管制企画係が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の（3）の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年8月16日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されているもの

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課契約係

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2284

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成24年7月6日（金）から平成24年8月16日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成24年8月16日（木）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月17日（金）午後2時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結に当たっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

A lease contract for a computer server system and its peripheral devices for

personnel management

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on August 16, 2012

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters

Address : 7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku

Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Telephone : 092 - 641 - 4141 (Ext.2284)

公告

平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種類

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

午前の部（受付：9時～9時30分 講習：9時30分～12時30分）

午後の部（受付：13時～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月20日（月）	その他	給油
		8月21日（火）	その他	石コン
		8月22日（水）	給油	その他
		8月23日（木）	石コン	給油
		8月24日（金）	給油	その他
北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	9月3日（月）	給油	石コン
		9月4日（火）	石コン	給油
		9月5日（水）	石コン	その他
		9月6日（木）	その他	石コン
		9月7日（金）	石コン	その他

久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	9月10日(月)	その他	石コン
		9月11日(火)	石コン	その他
		9月18日(火)	その他	給油
		9月19日(水)	給油	その他
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田労働福祉会館	9月20日(木)	その他	給油
		9月26日(水)	その他	その他
直方	直方市津田町7-20 直方市中央公民館	9月27日(木)	その他	給油
		10月9日(火)	給油	その他
行橋	行橋市中央1-9-50 行橋商工会議所	10月10日(水)	その他	給油
		10月23日(火)	給油	その他
		10月24日(水)	その他	給油

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	郵送申込先
福岡会場	7月27日(金)～8月9日(木)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人 福岡県危険物安全協会
北九州会場	8月10日(金)～8月23日(木)	
久留米会場	8月23日(木)～9月5日(水)	

大牟田会場	8月24日(金)～9月6日(木)
直方会場	9月11日(火)～9月24日(月)
行橋会場	9月28日(金)～10月11日(木)

イ 講習開催地への持参による受付

月日	受付会場	所在地	備考
8月16日(木)	ふくおか石油会館2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15	受付会場で証紙販売
8月29日(水)	北九州市民防災センター別館3階	北九州市小倉北区東港1-2-5	〃
9月13日(木)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1	〃
9月24日(月)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46	〃
10月3日(水)	直方市消防本部	直方市新町2-5-10	〃
10月12日(金)	行橋市消防本部	行橋市中央1-9-9	〃

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

公告

福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則(平成14年福岡県規則第55号)第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成24年8月31日	午前9時30分から 午後5時30分まで	糟屋郡篠栗町大字田中315-1 福岡県建設技術情報センター3階大研修室

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成24年8月31日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

- ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。
- イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。
- ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

- ア 受講申込みの受付期間は、平成24年8月10日（金曜日）から8月23日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。
- イ 郵便による受講申込みは、平成24年8月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

公告

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年7月6日から同年8月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の承継の届出があったので、次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月20日

2 届出をした者の名称、代表者の氏名及び住所

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 常陰 均

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール福岡

所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地ほか

4 承継があった年月日

平成24年4月1日

5 承継前に届出をした者の名称及び住所

名称 中央三井信託銀行株式会社

住所 東京都港区芝三丁目33番1号

6 承継の理由

住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の3社が合併し、三井住友信託銀行株式会社として発足したため

7 承継に係る店舗面積

61,580㎡

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則（平成24年福岡県規則第36号）を定めたので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように公示します。

平成24年7月6日

福岡県知事 小川 洋

1 規則の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

当該規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則（平成22年福岡県規則第13号）の一部を改正するものですが、その内容は、法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布の日

平成24年7月6日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka>。

jp/）に掲載するほか、福岡県警察本部警備部外事課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

（福岡県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号イ中「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）」を削る。

第16条第2項第1号中「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

様式第12号の3及び様式第12号の6中「戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し」を「戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

（福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成13年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則の一部改正）

第3条 利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則（平成14年福岡県公安委員

会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。」を削る。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

福岡県公安委員会規則第15号

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(平成24年福岡県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則(平成22年福岡県公安委員会規則第3号)第2章の次に1章を加える改正規定のうち第9条第2項第2号に係る部分中「住民票(本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項の外国人登録証明書。次号において同じ。)の写し」を「住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。次号において同じ。)」に改める。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第17号の改正規定中「「第20条関係」に」の次に「、「第9条第4項」を「第20条第4項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第16号の改正規定中「「第20条関係」に」の次に「、「第9条第1項」を「第20条第1項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第15号の改正規定中「「第19条関係」に」の次に「、「第8条第4項」を「第19条第4項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第14号の改正規定中「「第19条関係」に」の次に「、「第8条第2項」を「第19条第2項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第13号の改正規定中「「第18条関係」に」の次に「、「第7条第3項」を「第18条第3項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第12号の改正規定中「「第18条関係」に」の次に「、「第7条第1項」を「第18条第1項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第9号の改正規定中「「第14条関係」に」の次に「、「第4条第4項」を「第14条第4項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第8号の改正規定中「「第14条関係」に」の次に「、「第4条第2項」を「第14条第2項」に」を加える。

第2条のうち福岡県暴力団排除条例施行規則様式第7号の改正規定中「「第13条関係」に」の次に「、「第3条第3項」を「第13条第3項」に」を加える。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

福岡県公安委員会告示第191号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則(平成24年福岡県公安委員会規則第14号)を定めたので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

1 規則の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

当該規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布の日

平成24年7月6日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警備部外事課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第192号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準及び警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準（以下「処分基準」という。）の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

1 改正の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴い、処分基準の一部を改正するものであるが、その内容は、条項の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成24年7月9日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警備部外事課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第193号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第15号）を定めたので、同条

例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

1 規則の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

当該規則は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行等に伴い、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布の日

平成24年7月6日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第197号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年8月30日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第198号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年7月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年8月9日（木） 13:30~16:30	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署 会議室	若松警察署
平成24年8月10日（金） 13:30~16:30	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成24年8月14日（火） 13:30~16:30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。